

別紙1

木材加工用機械作業主任者技能講習実施要領

労働安全衛生法第14条により、木材加工用機械（丸のこ盤・帯のこ盤・かんな盤・面取り盤及びルーター）を5台以上、（自動送材車付き帯のこ盤が含まれる場合は3台以上）を有する事業場において、当該機械による作業を行う場合には、事業者はこの技能講習を修了した者の内から木材加工用機械作業主任者を選任し、その者の直接指揮のもとに作業を行わなければならないことになっております。

林業・木材製造業労働災害防止協会大分県支部では、この作業主任者の資格を取得させるための講習会を、下記要領により開催します。

記

1. 受講資格

区分	受講資格	講習科目
木材加工用機械 作業主任者技能 講習	1. 木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者 または、 2. その他厚生労働大臣が定める者（別紙2に記載）	学科講習 イ 木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識 ロ 木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識 ハ 木材加工用機械作業に関する知識 ニ 関係法令

2. 講習日程 1日目／8：30～17：30（受付8：00～）
2日目／8：30～17：40（修了試験1時間を含む）

3. 受講料 20,900円（テキスト代含む）

4. 修了試験及び木材加工用機械作業主任者技能講習修了証の発行

- (1) 修了試験は、2日間講習の講習終了後実施し、試験時間は全科目で1時間とする。
(2) 技能講習を受講し、かつ修了試験に合格した者に修了証を交付する。

※ 講習科目の一部免除について

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第100号）第4条の製材安全士及び職業訓練法に基づく一定の資格を有する者は、講習科目の一部が免除されることとなっているが、この講習では全科目を受講する。

別紙2

厚生労働大臣が定める者の受講資格について

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第100号）は、令和2年厚生労働省告示第378号

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H201201K0050.pdf>

により、同規程の一部が改正されました。

改正後の木材加工用機械作業主任者技能講習規程は、次のとおりです。

・ [木材加工用機械作業主任者技能講習規程（◆昭和47年09月30日労働省告示第100号）](#)
([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))

木材加工用機械作業主任者技能講習規程（抄）

（受講資格）

第1条 労働安全衛生規則別表第6木材加工用機械作業主任者技能講習の項受講資格の欄第2号の厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者で当該訓練を修了した後2年以上木材加工用機械作業の業務に従事した経験を有するものとする。

一 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める製材機械系製材機械整備科、建築施行系木造建築科、建築施行系枠組壁建築科、木材加工系木型科又は木材加工系木型科の訓練を修了した者

二 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程又は同令第36条の2第2項に定める特定専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第六の訓練科の欄に定める居住システム系建築科、居住システム系住居環境科又は居住システム系インテリア科の訓練を修了した者

三 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「平成5年改正前の能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科又は合板製造科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

四 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、平成5年改正前の能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科又は室内造形科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者

五 職業能力開発促進法第27条第1項の指導員訓練のうち、職業能力開発促進法施行

規則別表第8の3（二）の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練若しくは別表第9の2ハの表の専攻科の欄に掲げる建築専攻の訓練、職業能力開発促進法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8（三）の表の訓練科の欄に掲げる建築指導科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第61号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8（三）の表の訓練科の欄に掲げる建築システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第45号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8（三）の表の訓練科の欄に掲げる建築工学科若しくは造形工学科の訓練又は職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和63年労働省令第13号）による改正前の職業能力開発促進法施行規則別表第8（三）の表の訓練科の欄に掲げる建築科若しくは木材加工科の訓練（旧訓練法第8条第1項の指導員訓練として行われたものを含む。）を修了した者

六 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げる製材機械整備科、建築科、木工科、木型科、製材科若しくは合板製造科の訓練を修了した者